

# 情報提供

---

事務連絡  
平成 31 年 3 月 7 日

北海道開発局	事業振興部	防災課長補佐	殿
	建設部	河川情報管理官	殿
		地域事業管理官	殿
各地方整備局	企画部	防災課長	殿
	河川部	地域河川課長	殿
		水災害予報センター長	殿
沖縄総合事務局	開発建設部	防災課長	殿
		河川課長	殿

水管理・国土保全局

	河川環境課	企画専門官
	河川環境課水防企画室	課長補佐
	防災課	課長補佐
砂防部	砂防計画課地震・火山砂防室	企画専門官
		課長補佐

学校における避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び  
避難訓練を通じた防災教育の支援について（通知）

平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、市町村の地域防災計画に位置づけられた学校については、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけられることとなりました。また、「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について ～複合的な災害にも多様な主体で備える緊急対策～ 答申（平成 30 年 12 月 社会資本整備審議会 河川分科会 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会）」及び「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難の在り方について（報告）（平成 30 年 12 月 中央防災会議 防災対策実行会議 平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ）」において、小学校・中学校等における防災教育や避難訓練の重要性が改めて指摘されたところです。

学校における避難確保計画の作成、同計画に基づく訓練の実施及び防災教育の実施については、大規模氾濫減災協議会（以下、「協議会」という。）等において支援していただいているところですが、取組を確実に推進するため、別添のとおり、自治体の学校所管部局に対して文部科学省との連名通知「水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施について（通知）」を发出しました。

つきましては、学校や自治体の学校所管部局からの相談や説明会等への講師派遣依頼に対して積極的に対応するなど、学校における避難確保計画の作成等が促進されるよう支援していただきますようお願いいたします。また、学校における避難訓練を通じた防災教育の実施にあたっては、「水災害からの避難訓練ガイドブック」（平成 30 年 6 月）等を活用し、教育委員会・学校等の意向や実情を十分に踏まえながら積極的に支援していただきますようお願いいたします。さらに、先進

的な事例については、協議会等の場を活用し共有を図るなど、取組の充実にに向けて努めていただきますようお願いいたします。

(参考)

○大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について ～複合的な災害にも多様な主体で備える緊急対策～ 答申

[http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouiinkai/daikibokouikigouu/pdf/daikibokouikigouu\\_toushin\\_honbun.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouiinkai/daikibokouikigouu/pdf/daikibokouikigouu_toushin_honbun.pdf)

○平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難の在り方について (報告)

[http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai\\_dosyaworking/pdf/honbun.pdf](http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_dosyaworking/pdf/honbun.pdf)

○水災害からの避難訓練ガイドブック

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/pdf/guidebook.pdf>

担当：水管理・国土保全局

(避難確保計画の作成及び訓練等に関すること)

河川環境課水防企画室 課長補佐 相澤、津波水防係長 西

電話：03-5253-8460 (内 35439、35457) FAX：03-5253-1603

砂防計画課地震・火山砂防室 企画専門官 松下、地震対策係長 辻

電話：03-5253-8468 (内 36152、36154) FAX：03-5253-1610

(防災教育に関すること)

防災課 課長補佐 伊藤、災害復旧企画調整係長 相原

電話：03-5253-8457 (内 35722、35729) FAX：03-5253-1607

河川環境課 企画専門官 梶井、河川環境教育係長 吉村

電話：03-5253-8447 (内 35432、35433) FAX：03-5253-1603

砂防計画課地震・火山砂防室 課長補佐 丹羽、砂防情報係長 沼尾

電話：03-5253-8468 (内 36153、36155) FAX：03-5253-1610

事 務 連 絡  
平成31年3月12日

河川関係 事務所長 殿

企画部 防災課長  
河川部 水災害予報センター長

**学校における避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び  
避難訓練を通じた防災教育の支援について（通知）**

学校における防災教育の支援にあたっては、これまで大規模氾濫減災協議会等において、実施して頂いているところではありますが、平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、市町村の地域防災計画に位置づけられた学校については、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけられることとなりました。

本取り組みを確実に推進するため、別添のとおり、自治体の学校所管部局に対して文部科学省と国土交通省との連名通知が発出されたところです。

つきまして、関係事務所におかれましては、学校や自治体の学校所管部局からの相談や説明会等への講師派遣依頼に対して積極的に対応するなど、学校における避難計画の作成等が推進されるよう引き続き支援をお願いします。

さらに、先進的な事例については、協議会等の場を活用し共有を図るなど、取組の充実に向けて努めていただくよう合わせてお願いします。

<担当・問い合わせ先>

企画部 防災課  
課長補佐 佐藤（3412）  
計画係長 松田（3421）

河川部 水災害予報センター  
水災害対策専門官 川口（3852）  
流域水害対策係長 五代儀（3871）

府政防第 284 号  
消 防 災 第 47 号  
平成 31 年 3 月 7 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（調査・企画担当）

消防庁国民保護・防災部防災課長

学校における避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の支援について（通知）

平素より防災行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

政府では、平成 30 年 7 月豪雨を教訓とし、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、避難対策の強化を検討することを目的に、中央防災会議の下に平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループを設置し、平成 30 年 12 月に「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難の在り方について（報告）」（以下、「報告書」という。）をとりまとめました。

報告書では、今後の水害・土砂災害からの避難対策への提言として、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進が示され、その中の実施すべき主な取組の一つとして、学校における防災教育と避難訓練の連携の重要性が指摘されたところです。

平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、同法に基づき市町村の地域防災計画に位置づけられた学校については、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけられたところであり、学校における警戒避難体制の構築が進められています。

また、平成 31 年度からは市町村の防災訓練の実施に要する経費について、地方交付税措置を拡充することも予定しており、学校における防災訓練に積極的に取り組んでいただきたいと考えています。

つきましては、学校における避難確保計画の作成、避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育を効果的に実施するため、県・市町村の防災担当部局において、

- ・ハザードマップの見方、避難場所や避難経路の選び方、避難勧告等の防災情報の意味の教示
- ・避難訓練の計画等の助言
- ・災害・避難カードの作成支援
- ・市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として位置づけられた学校についての学校所管部局への情報提供

等について積極的に支援していただきますようお願いいたします。なお、防災教育の支援にあたっては、「地域における防災教育の実践に関する手引き」（平成27年3月）等も参考に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、本件に関しては、関係各府省庁より地方公共団体の学校所管部局等に対して別添のとおり通知されておりますので、小学校・中学校等より避難確保計画の作成、避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育について助力を求められた場合は、柔軟に対応するようお願いいたします。

貴殿におかれましては、本通知内容を貴都道府県内の市町村に周知していただきますようお願いいたします。

(参考)

○平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）

[http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai\\_dosyaworking/pdf/honbun.pdf](http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_dosyaworking/pdf/honbun.pdf)

○災害・避難カード事例集

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/saigai\\_jireisyu.html](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/saigai_jireisyu.html)

○地域における防災教育の実践に関する手引き

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/index.html>

**【本件担当】**

内閣府 政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付  
参事官補佐 磯部 良太  
主 査 宮下 妙香  
T E L : 03-3501-5693 (直通)

消防庁 国民保護・防災部 防災課

災害対策官 外圍 暖  
防災企画係長 和田 紘一  
T E L : 03-5253-7525 (直通)

添 付 物 あ り  
事 務 連 絡  
平成 31 年 3 月 7 日

各管区气象台総務部業務課長 殿  
沖縄气象台業務課長 殿

気象庁総務部総務課広報室長  
企画課防災企画室長  
情報利用推進課長補佐

学校における避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の支援について

学校を含む要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援については、平成 29 年 8 月 29 日付け事務連絡「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集の公表について」で依頼しているところですが、この度、文部科学省総合教育政策局及び国土交通省水管理・国土保全局から各都道府県・各指定都市教育委員会等に対し、別添のとおり平成 31 年 3 月 7 日付けで避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の徹底について通知されました。この中で、避難訓練の実施に際しては、併せて防災教育を実施するよう依頼されています。

気象庁では、防災教育の充実についてこれまでも文部科学省等と連携して全庁的に取り組んできているところですが、各管区・沖縄气象台等においては、引き続き、教育委員会、学校、地方整備局、都道府県及び市町村の防災担当部局等と連携・協力し、小学校・中学校等より避難確保計画の作成、避難訓練について助力を求められた場合は柔軟に対応するとともに、別紙のとおり防災教育の充実に向けた取組の強化をお願いします。

気象庁総務部企画課防災企画室  
担当：羽田、小寺  
問合せ先：03-3212-8341 (内線 2361, 2362)  
jhada@met.kishou.go.jp

写し文書送付先：総務部人事課、予報部業務課、観測部計画課、地震火山部管理課、地球環境・海洋部地球環境業務課、気象研究所、気象大学校、気象衛星センター

## (別紙) 水害・土砂災害に関する防災教育の充実に向けた取組

### 1. 取組方針

- ① 小学校・中学校等が行う避難訓練や防災授業の機会を捉え、出前講座や訓練協力など積極的な防災教育を推進すること。
- ② 教育委員会や市町村の防災担当部局、地方整備局等の関係機関と連携し、効果的かつ効率的に取り組むこと。また、この取組を契機に各機関との関係構築をさらに進めること。
- ③ 各学校における年間指導計画の策定スケジュール等、学校教育現場の実情を理解して取り組むこと。

### 2. 具体的な取組内容

- ① 学校での出前授業・気象庁大雨ワークショップの実施
- ② 教育委員会主催の教員研修会等の機会を利用するなど、学校の教職員への普及啓発
- ③ 日本赤十字社の青少年赤十字活動との連携による防災授業の実施

など



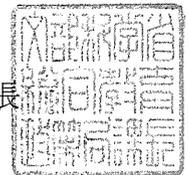
別添

30 教参学第 12 号  
国水環第 190 号  
国水地第 20 号  
平成 31 年 3 月 7 日

各都道府県・各指定都市教育委員会防災教育主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
各国公私立高等専門学校事務局  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課長  
各国公私立高等専門学校担当課長  
各都道府県専修学校主管課長  
各都道府県教育委員会専修学校主管課長  
附属学校及び専修学校を置く各国公立  
大学法人担当課長  
各都道府県認定こども園主管課長  
厚生労働省医政局医療経営支援課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

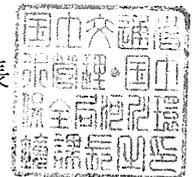
殿

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長



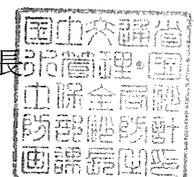
(印影印刷)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長



(印影印刷)

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長



(印影印刷)

水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に  
基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について（通知）

平成 29 年の水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）の改正により、市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に位置付けられた学校は、避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づく避難訓練の実施を義務付けられております。また、「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた

水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）（平成30年12月中央防災会議 防災対策実行会議 平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ）」において、小学校・中学校等における防災教育や避難訓練の重要性が改めて指摘されたところです。

（参考）

○平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）

[http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai\\_dosyaworking/pdf/honbun.pdf](http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_dosyaworking/pdf/honbun.pdf)

市町村地域防災計画において要配慮者利用施設として定められている小学校・中学校等の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、市町村へ提出する義務があります（水防法第15条の3第1項、土砂災害防止法第8条の2第1項）。未提出の学校がある場合は、自治体及び所管の教育委員会等で役割を確認し、適切に連携するとともに、早急に避難確保計画を作成し市町村への提出を求めてください（同一の学校が水防法に基づく要配慮者利用施設及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の両方に該当する場合もあります）。

なお、既に危険等発生時対処要領（学校保健安全法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領。以下「危機管理マニュアル」という。）を作成している学校においては、危機管理マニュアルに水防法施行規則第16条及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則第5条の2に掲げる事項を追記することで、避難確保計画とすることができます。具体的な記載については以下に示す避難確保計画作成の手引き等を参考にすることができます。

（参考）

○避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮）

[http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho\\_tebiki\\_suibou201706.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_tebiki_suibou201706.pdf)

○要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き

<http://www.mlit.go.jp/common/001189252.pdf>

また、水防法第15条の3第5項及び土砂災害防止法第8条の2第5項より、要配慮者利用施設に該当する学校の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき訓練を実施することが義務付けられておりますので、毎年、出水期（梅雨や台風の時期）を迎える前までを目途に水害・土砂災害を想定した訓練を実施するよう所管又は所轄の学校へ指導をお願いします。その際、子供のころから地域の災害リスクや防災情報の理解、避難場所や避難のタイミング等について知ることが重要であることから、避難訓練と併せて防災教育を実施するよう指導をお願いします。

2019年出水期までに避難確保計画の作成、避難訓練及び防災教育の実施が困難な学校については、2019年度中に、水防法又は土砂災害防止法に基づく避難確保計画に求められる事項を満たすよう危機管理マニュアルを適切に改訂するとともに、2020年度の年間計画において、同年の出水期前までに水害・土砂災害を想定した避難訓練や防災教育を実施するよう計画を立てるなど、適切な対応がとられるよう指導をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会防災教育主管課においては、域内の市区町村教育委員

会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校に対し、附属学校を置く国公立大学法人担当課においては管下の附属学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対して、都道府県専修学校主管課及び都道府県教育委員会専修学校主管課においては、所管又は所轄の要配慮者利用施設に該当する専修学校に対し、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して対し、厚生労働省の専修学校主管課においては、所管の専修学校に対しても周知していただくようお願いいたします。

なお、本件に関連して、関係省庁より地方整備局、气象台、地方公共団体の防災部局に対し、別添のとおり通知していることを申し添えます。

【問い合わせ先】

○学校関係

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室

室長補佐 打田  
防災教育係長 中鉢

TEL : 03-5253-4111 (内線 2670) FAX : 03-6734-3719

○水害関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室  
課長補佐 相澤 (内線 35439)

津波水防係長 西 (内線 35457)

TEL : 03-5253-8111 (代表) FAX : 03-5253-1603

○土砂災害関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室  
企画専門官 松下 (内線 36152)

地震対策係長 辻 (内線 36154)

TEL : 03-5253-8111 (代表) FAX : 03-5253-1610

## (参考) 関係条文

### ○水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）（抄）

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項 に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一～三 （略）

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ （略）

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ （略）

五 （略）

2～3 （略）

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2～4 （略）

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

6～7 （略）

## ○水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）（抄）

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
  - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
  - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
  - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

## ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（抄）

（警戒避難体制の整備等）

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～三 （略）

四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

五・六 （略）

2・3 （略）

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2～4 (略)

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

## ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第七十一号）（抄）

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第五条の二 法第八条の二第一項の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設（法第八条第一項第四号に規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項
- 二 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

# 避難勧告等に関するガイドラインの改定

～警戒レベルの運用等について～

平成31年3月  
内閣府(防災担当)

# 「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)」の概要

## 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知

平時より、災害リスクのある全ての地域で、あらゆる世代の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練等を実施。

### 子供

- 水害・土砂災害のリスクがある全ての小学校・中学校等※において、毎年、梅雨期・台風前までを目途に防災教育と避難訓練を実施。
- 命を守る行動(避難)を実践的に学ぶことにより、「自らの命は自らが守る」意識を醸成。

※浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内に位置し、水防法・土砂災害防止法に基づき地域防災計画に位置付けられた施設のうち、避難確保計画が策定された学校(避難確保計画の策定目標:2021年度)

### 地域

- 全国で防災の基本的な知見を兼ね備えた“地域防災リーダー”を育成。
- 各地において適切かつ継続的に自助・共助の取組を実施。

### 高齢者

- 防災・減災の実施機関【防災】と地域包括支援センター・ケアマネジャー【福祉】が連携し、高齢者の避難行動に対する理解促進。

### 上記の取組を専門家により支援

- 全国で地域に精通した水害・土砂災害等の専門家による支援体制を整備。

## 住民の避難行動等を支援する防災情報の提供

災害時に、避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供。

- 住民がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応を明確化。
- 出された情報ととるべき行動を直感的に理解しやすいものとし、住民の主体的な避難を支援

### 〔避難のタイミングを明確化〕

#### レベル3:高齢者等避難

#### レベル4:全員避難

警戒レベル (洪水、土砂災害)	住民がとるべき行動	行動を促す情報	防災気象情報
警戒 レベル5	命を守る 最善の行動	災害の発生情報 (出来る範囲で発表)	指定河川 洪水予報 土砂災害 警戒情報 警報 危険度分布 等
警戒 レベル4	<b>避難</b>	・避難勧告 ・避難指示(緊急)	
警戒 レベル3	<b>高齢者等は避難</b> 他の住民は準備	避難準備・高齢者等 避難開始	
警戒 レベル2	避難行動の確認	注意報	
警戒 レベル1	心構えを高める	警報級の可能性	

- 特別警報を含む防災気象情報についても、各レベルとの対応を整理し、その位置づけを明確化し提供

# (H31. 3) 避難勧告等に関するガイドラインの主な変更点

- 平成30年7月豪雨では、様々な防災情報が発信されているものの、多様かつ難解であるため多くの住民が活用できない状況であった。
- これを踏まえ、住民等が情報の意味を直感的に理解できるように、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援する。

## 警戒レベルを用いた防災情報の発信

### ①災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応を明確化

- 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】全員避難**とし、避難のタイミングを明確化する
  - 避難準備・高齢者等避難開始は警戒レベル3として発令し、高齢者等の避難を促す。
  - 避難勧告は警戒レベル4として発令し、全員に避難を促す。
  - 避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、緊急的又は重ねて避難を促す場合等に運用するものとし、避難勧告と同じ警戒レベル4として発令し、全員避難を促す。
- 【警戒レベル5】災害発生情報**とし、**命を守る最善の行動を促す**
  - 災害が実際に発生しているとの情報は、命を守る行動のために極めて有効であることから、災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で【警戒レベル5】災害発生情報として発令し、災害の発生を伝え、住民に命を守る最善の行動を求める。

### ②避難勧告等を発令する際には、それに対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達

### ③様々な防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を支援

# (H31. 3) 避難勧告等に関するガイドラインの改正概要

H30年7月豪雨の教訓を踏まえ、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築に向け、

- 住民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供について追記。
- 防災と福祉の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進、学校における防災教育・避難訓練、地域防災リーダーの育成について、内容の追加・充実。

## ① 避難行動・情報伝達編

(市町村の責務・避難行動の原則や伝達内容・手段)

### はじめに

(1) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

- ✓ 警戒レベルの定義
- ✓ 警戒レベル5「災害発生情報」について

### 1. 市町村の責務と居住者・施設管理者等の避難行動の原則

- ✓ 防災と福祉の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進

(1) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

- ✓ 居住者・施設管理者等に対して求める避難行動等と警戒レベルとの対応

(3) 防災気象情報と警戒レベル相当情報の関係

- ✓ 警戒レベルと防災気象情報の関係を明記

### 2. 避難行動(安全確保行動)の考え方

### 3. 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方

- ✓ 学校における防災教育・避難訓練の実施
- ✓ 居住者・施設管理者等が避難行動をあらかじめ認識するための取組みに地域防災リーダーの育成を追記

(2) 避難勧告等の伝達

- ✓ 避難勧告の伝達文の例に警戒レベルを追記

(3) 防災気象情報と警戒レベル相当情報の関係

- ✓ 防災気象情報等と警戒レベルの関係性を示したものの(警戒レベル相当情報)を追記

### 4. 避難勧告等の伝達手段と方法

### 5. 要配慮者等の避難の実効性の確保

## ② 発令基準・防災対策編

(避難勧告等の発令基準の設定方法・設定例や発令するための体制)

### 1. 避難勧告等の発令基準の設定手順

### 2. リアルタイムで入手できる防災気象情報、映像情報等

### 3. 洪水等の避難勧告等

### 4. 土砂災害の避難勧告等

### 5. 高潮の避難勧告等

(1) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

- ✓ 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示(緊急)、【警戒レベル5】災害発生情報の警戒レベルに応じた発令基準の設定例を追記

### 6. 津波の避難指示(緊急)

※警戒レベルの運用対象外

### 7. 避難勧告等の発令時における助言

### 8. 市町村の体制と災害時対応の流れ

# (1) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

- 警戒レベルは、居住者等がとるべき行動と行動を居住者等に促す情報を関連付けるもの。
- 警戒レベルを用いて、出された情報から行動を直感的にわかるよう伝達。

## < 避難勧告等の発令の主な変更点 >

### ● 災害発生情報の発令

- ・「避難指示(緊急)」の発令基準のうち、災害が実際に発生したとの要件を「災害発生情報」の発令基準の要件に位置づけ、災害発生情報を発令

### ● 警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達

※警戒レベルは、洪水、土砂災害、高潮、内水氾濫に用いる(津波はレベル区分になじまないため対象外)。

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	災害発生情報※ ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、 <u>近隣の安全な場所への避難</u> や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	避難勧告 避難指示(緊急)※ ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、 <u>避難に備え自らの避難行動を確認</u> する。	注意報
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、 <u>災害への心構えを高める</u> 。	警報級の可能性

市町村が発令

気象庁が発表

# (1) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令～災害発生情報～

## ■ 中防防災会議WGにおいて、災害の発生している情報の重要性等について提言。

「実際に災害が発生しているとの情報は、住民の命を守るための行動にも極めて有益である。市町村が災害発生を確実に把握できるものではないが、市町村の負担も考慮し、可能な範囲で一定の区域毎の災害の発生を発表することにより、住民に命を守るための最善の行動を呼びかける。」

(中防防災会議WG報告(抜粋))

## ■ 堤防の決壊や急傾斜地の崩壊等の災害の発生を把握した場合、避難指示(緊急)の発令ではなく、「災害発生情報」を発令し命を守る行動を促す。

### <災害発生情報の発令基準>

- ・現行の避難指示(緊急)の発令要件のうち、災害の発生の要件を災害発生情報の発令基準とする。  
(発令対象とする災害の程度や発令対象区域を見直すものではない。)
- ・災害発生情報は、氾濫発生情報のほか、水防団等からの報告やカメラ画像等により把握できた場合に可能な範囲で発令する。
- ・災害発生情報の発令に資する情報について、施設の管理者である国や都道府県が把握した情報を共有できるようにしておくことが重要。

#### <現行>洪水予報河川の設定例

##### 1: 決壊や越水・溢水が発生した場合

- 2: A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する)〇〇mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)
- 3: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
- 4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)

#### <改定>洪水予報河川の設定例

##### 1: 決壊や越水・溢水が発生した場合 (氾濫発生情報等により把握できた場合)

【**災害発生情報**  
**警戒レベル5**】

→ 引き続き、避難指示(緊急)の発令基準

避難指示(緊急)

# (1) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令～発令基準～

■ 現行の避難指示(緊急)の発令判断として設定していた災害の発生に関する要件を、【警戒レベル5】災害発生情報の発令判断の要件とする。

## 現行ガイドライン

### 洪水予報河川の設定例

1: 決壊や越水・溢水が発生した場合

2: A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する)〇〇mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)  
 3: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合  
 4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)

1: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位である〇〇mに到達したと発表された場合(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合)  
 2: 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が堤防天端高(又は背後地盤高)を越えることが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)  
 3: 異常な漏水・侵食等が発見された場合  
 4: 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合  
 ※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること

1: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合  
 2: 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)  
 3: 軽微な漏水・侵食等が発見された場合  
 4: 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

避難指示(緊急)

避難勧告

避難準備・高齢者等避難開始

## 改正ガイドライン

### 洪水予報河川の設定例

1: 決壊や越水・溢水が発生した場合(氾濫発生情報等により把握できた場合)

【避難指示】緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令  
 1: A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する)〇〇mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)  
 2: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合  
 3: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)

【避難勧告】  
 1: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位である〇〇mに到達したと発表された場合(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合)  
 2: 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が堤防天端高(又は背後地盤高)を越えることが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)  
 3: 異常な漏水・侵食等が発見された場合  
 4: 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合  
 ※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること

1: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合  
 2: 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)  
 3: 軽微な漏水・侵食等が発見された場合  
 4: 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

【警戒レベル5】  
災害発生情報

避難勧告・避難指示(緊急)  
【警戒レベル4】

避難準備・高齢者等避難開始  
【警戒レベル3】

## (2) 避難勧告等の伝達

- **避難勧告等を発令する際**には、それに対応する**警戒レベルを明確**にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達。

・ガイドラインに記載している伝達文例は、防災行政無線を使用して口頭で伝達する場合の一例であり、市町村ごとに工夫することが望ましい。

### <現行ガイドライン>

#### 【警戒レベル4】避難勧告の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に〇〇川に関する避難勧告を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 速やかに避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

### <改正ガイドライン>

#### 【警戒レベル4】避難勧告の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、**警戒レベル4、避難開始。**  
緊急放送、緊急放送、**警戒レベル4、避難開始。**
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する**警戒レベル4、避難勧告**を発令しました。
- 〇〇川が**氾濫するおそれのある水位に到達**しました。
- 〇〇地区の方は、**速やかに全員避難**を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、**近くの安全な場所に避難**するか、**屋内の高いところに避難**してください。

警戒レベルと  
求める行動を  
端的に伝える

避難勧告  
の発令を  
伝える

災害が切迫  
していること  
を伝える

とるべき  
行動を  
伝える

## (2) 避難勧告等の伝達～洪水の例～

- 避難勧告等の発令を、警戒レベルを用い直感的にとるべき行動が分かるよう伝達。

### 避難勧告等に関するガイドライン(改定案)防災行政無線による伝達文の例[洪水]

#### 1)【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、**警戒レベル3、高齢者等避難開始**。緊急放送、緊急放送、**警戒レベル3、高齢者等避難開始**。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する**警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始**を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。
- お年寄りの方など避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。
- それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。
- 特に、川沿いにお住まいの方(急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及)については、避難してください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

#### 2)【警戒レベル4】避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、**警戒レベル4、避難開始**。緊急放送、緊急放送、**警戒レベル4、避難開始**。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する**警戒レベル4、避難勧告**を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

#### 2')【警戒レベル4】避難指示(緊急)の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、**警戒レベル4、直ちに避難**。緊急放送、緊急放送、**警戒レベル4、直ちに避難**。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する**警戒レベル4、避難指示**を発令しました。
- 〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。
- 未だ避難できていない方は、緊急に避難をしてください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

#### 3)【警戒レベル5】災害発生情報の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、**災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください**。緊急放送、緊急放送、**災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください**。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する**警戒レベル5、災害発生情報**を発令しました。
- 〇〇地区で堤防から水があふれました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

注 命を守るための最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。

# (3) 防災気象情報と警戒レベル相当情報の関係

■ 様々な防災情報のうち、避難勧告等の発令基準に活用する情報について、警戒レベル相当情報として、警戒レベルとの関連を明確化して伝えることにより、住民の主体的な行動を促す。(例) 氾濫危険情報: 警戒レベル4相当情報[洪水]

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報		住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報	
			水位情報がある場合	水位情報がない場合		
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※1 ※1可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※3	(大雨特別警報(土砂災害))※3	
警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</li> <li>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となり、緊急に避難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告</li> <li>避難指示(緊急)※2</li> </ul> ※2緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水警報の危険度分布(非常に危険)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報</li> <li>土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険)</li> <li>土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※4</li> </ul>	
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水警報</li> <li>洪水警報の危険度分布(警戒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報(土砂災害)</li> <li>土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)</li> </ul>	
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水警報の危険度分布(注意)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害に関するメッシュ情報(注意)</li> </ul>	
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性				

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。  
 ※4 「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。  
 注1) 市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。  
 注2) 本ガイドラインでは、土砂災害警戒判定メッシュ情報(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

# 東北地方整備局からの情報提供

1. 緊急自然災害防止対策事業債
2. 緊急防災・減災事業債
  - ・危機管理型水位計の整備に活用可能
3. 地域メディア連携協議会について

平成31年5月

東北地方整備局

## 1 対象事業

安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施される地方単独事業

### (1) 対象施設

治山、砂防、地すべり、河川（護岸、堤防、排水機場等）、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災

### (2) 具体的な対象事業

- ・ 国庫補助事業の要件を充たさない事業を対象とする。  
※ 国庫補助要件を充たす事業は、国庫補助事業が不採択となった場合でも対象としない。

## 2 緊急自然災害防止対策事業計画

本計画については、対象施設の区分ごとに分類した上で、個別の事業ごとに作成する。

### (1) 記載事項

- ① 事業の概要（内容、期間、事業費、財源内訳）
- ② 事業の必要性、緊急性

以下の（i）～（iii）等を踏まえた事業の必要性・緊急性（優先度）を記載。

#### （i）事業の対象となる地域の危険性

- ・ 自然災害が発生した場合の事業の対象となる地域の危険性について記載。  
※ 事業の対象となる地域には、地域防災計画上、災害発生時に危険な区域として指定されていない区域も含む。

## 2 緊急自然災害防止対策事業計画（続き）

（ii）事業の対象となる施設に係る防災・減災面での点検結果

- ・ 事業の対象となる施設について、これまで防災・減災面での点検を実施している場合、当該点検の結果を記載。

（iii）事業の対象となる施設の個別施設計画の策定状況

- ・ 個別施設計画（同種・類似の計画を含む）が未策定の場合には、今後の策定見込みについて記載。

（2）手続

- ・ 各地方公共団体が当該施設を所管する省庁に対し、計画を提出。
- ・ 関係省庁の確認を経た後、当該地方公共団体は、総務省に対し、起債の届出・協議に併せ、当該計画を提出。  
※市町村は都道府県を経由して行う。

## 3 事業年度

平成31・32年度（「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の期間）

## 4 財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

事務連絡  
平成 31 年 4 月 1 日

各都道府県河川関係所管課  
各都道府県財政担当課  
各都道府県市区町村担当課  
各指定都市河川関係所管課  
各指定都市財政担当課  
御中

国土交通省水管理・国土保全局治水課  
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室  
総務省自治財政局調整課  
総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における  
河川に係る事業の取扱いについて (周知)

平成 31 年度地方債同意等基準 (平成 31 年総務省告示第 173 号) 等に定めるとおり、地方公共団体が緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、災害の発生予防・拡大防止に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業債を創設したところです。

本事業債のうち、河川に係る事業 (以下「本事業」という。) については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれましては、適切に対処されるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村 (指定都市除く。) に対しても周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1 制度概要

#### (1) 対象施設

護岸、堤防、排水機場、水門、樋門・樋管、ダム等の河川に係る施設及び河道

#### (2) 対象事業

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地

方単独事業（国庫補助事業の要件を満たさない事業を対象）。

（国庫補助事業の要件を満たさない事業の例）

- ア 河川（ダムに関する事業を除く。）に関する事業
- 国庫補助事業の要件を満たさない総事業費の一級河川、二級河川又は準用河川に係る河川改修

（例）

- ・ 防災・安全交付金の広域河川改修事業の対象工事とならない総事業費 10 億円未満の一級河川、二級河川に係る河川改修
- ・ 防災・安全交付金の総合流域防災事業の対象工事とならない総事業費 4 億円未満の準用河川に係る河川改修
- 普通河川に係る河川改修
- 国庫補助事業の要件を満たさない容量の雨水貯留浸透施設の整備

（例）

- ・ 防災・安全交付金の流域貯留浸透事業での対象工事とならない 500 m<sup>3</sup>未満の容量の雨水貯留浸透施設の整備 等

イ ダムに関する事業

総事業費が概ね 4 億円未満のダム周辺設備（観測設備、通報設備、警報設備等）の改良及び貯水池周辺（地すべり等）の地山安定のための工事等

（3） 財政措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

（4） 事業期間

平成 31 年度及び平成 32 年度

2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

（1） 施設管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画（河川に係る事業分）を、国土交通省に提出する。

（2） 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1（2）の対象事業に該当することを確認する。

（3） 国土交通省は、（2）の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。

（4） 施設管理者は、（3）の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても 1（2）の対象事業に該当することの確認を行う。）。

（5） 市町村が実施する場合の（1）～（4）の手続については、都道府県を経由して行う。

(お問合せ先)

<事業の実施に関する事>

(河川に係る事業 (ダム事業を除く) )

国土交通省水管理・国土保全局治水課

課長補佐 大吉、流域水害対策係長 秋田

TEL:03-5253-8455 (内線 35583)

(ダム事業)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室

課長補佐 山本、ダム管理係長 鶴岡

TEL:03-5253-8449 (内線 35492、35494)

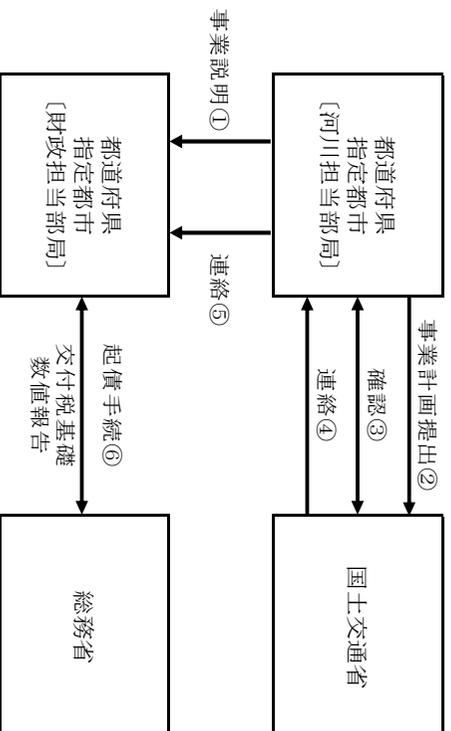
<事業債の制度に関する事>

総務省自治財政局地方債課 植村、川島

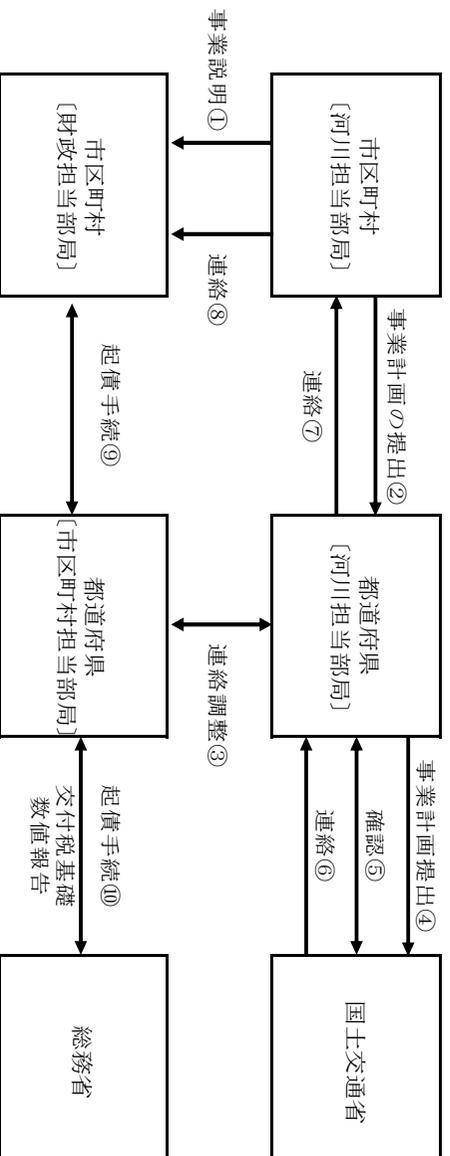
TEL:03-5253-5629 (直通)

緊急自然災害防止対策事業債における河川に係る事業の手続

【都道府県・指定都市が施設管理者の場合】



【市区町村が施設管理者の場合】



年度 緊急自然災害防止対策事業計画

都道府県名： ●●県  
 市町村（組合）名： ○○市  
 担当課室名： ▲▲課  
 連絡先： ●●●-●●●-●●●●

事業名	●●川河川改修事業		対象施設の区分	河川
事業の内容 (施工場所 (所在地) )	○○市が管理する●●川に係る河道掘削、排水機場の整備を行うもの。 (○○市●●地区)			
実施期間	2019年11月～2021年3月			
財源 (単位：千円)	事業費	地方債	一般財源	その他特定財源
	2019年度	150,000	150,000	0
	2020年度	200,000	200,000	0
	計	350,000	350,000	0
事業の必要性、 緊急性	<p>・市内を流れる●●川は、過去にも台風による大雨等に際し、幾度となく堤防決壊等による氾濫を繰り返してきており(例：昭和50年、平成6年)、●●川よりも低位にある●●地区等が浸水し、同地区等の多数の家屋に浸水被害が生じるとともに、学校等をはじめとした公施設にも大きな浸水被害が生じてきた。</p> <p>・平成30年度に、市が所有・管理する河川管理施設について、市独自の一点検を行った結果、今後想定される大雨等が発生した際、現在の河道や排水機場の状態は、過去に生じたような浸水被害が再び発生する可能性があることが判明したところ。</p> <p>・今回整備する河川管理施設については、個別施設計画は未策定であり、平成31年度中に策定予定だが、上記の状況から、緊急に河道掘削と排水機場の追加整備を実施する必要がある。</p>			

< 参考 > 国庫補助対象とならない理由

防災・安全交付金の総合流域防災事業の対象工事とならない総事業費4億円未満の準用河川に係る河川改修事業であるため。

# 緊急防災・減災事業債について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は5,000億円を計上

## 1. 対象事業 【地方単独事業(6)を除く】 (下線部は、平成29年度以降の対象事業として追加したもの)

<p>(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災拠点施設(地域防災センター等)</li> <li>○防災資機材等備蓄施設、拠点避難地</li> <li>○非常用電源</li> <li>○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等</li> <li>○避難路・避難階段</li> <li>○指定緊急避難場所や指定避難所において防災機能を強化するための施設</li> <li>○指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設(空調・Wi-Fi等)の整備</li> <li>○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設</li> <li>○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等</li> <li>○消防団の機能強化を図るための施設・設備</li> <li>○消防水利施設</li> <li>○初期消火資機材</li> </ul>	<p>(3) 津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画に、必要な災害対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転</li> </ul>
<p>(2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線のデジタル化</li> <li>○<u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化</u></li> <li>○高機能消防指令センター(消防救急無線のデジタル化に伴うもの)</li> <li>○<u>防災情報システム、衛星通信ネットワークシステム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設</u></li> <li>○災害時オペレーションシステム</li> </ul>	<p>(4) 消防広域化事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署所等の増改築又は整備事業を対象</li> <li>○上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備</li> <li>○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築</li> <li>○<u>消防機関間の柔軟な連携・協力(共同化)に伴う高機能消防指令センターの整備</u></li> </ul>
	<p>(5) 地域防災計画に定められた公共施設・公用施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定避難所とされている公共施設及び公用施設</li> <li>○災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設</li> <li>○不特定多数の者が利用する公共施設</li> <li>○社会福祉事業の用に供する公共施設</li> <li>○幼稚園等</li> <li>※消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象</li> </ul> <p>(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金(※)の交付を受けて実施する(1)～(5)の事業</p>

(※)防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金

## 2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100%

(2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

## 3. 事業年度

平成29年度から平成32年度

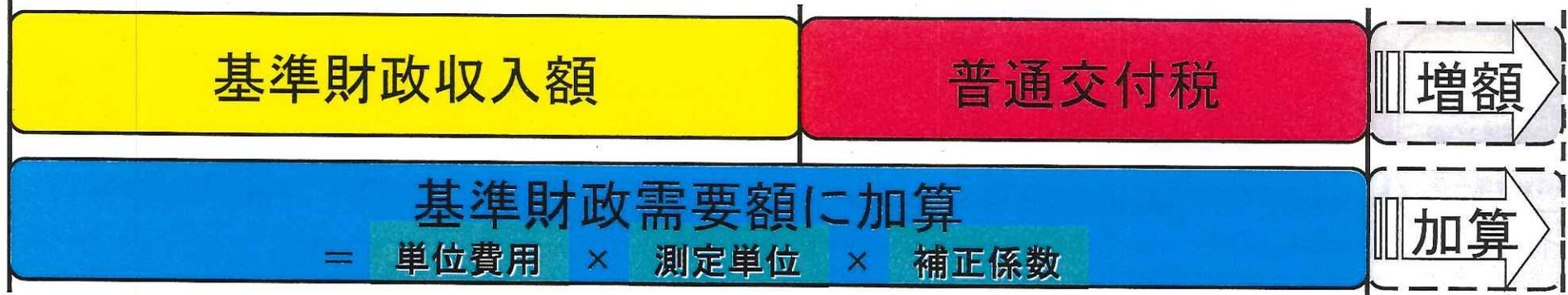
水位計

## 地方債における地方交付税措置の仕組み②

- 特定の地方債においては、元利償還金(元金及び利息)の一定割合を、後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入する措置(地方交付税措置)が講じられています。

### 地方交付税措置の仕組み

普通交付税の基準財政需要額に、当該地方債の元利償還金の一定割合が加算されることにより、普通交付税額の額が増額されます。



### 主な事業と地方交付税措置率等

事業名	充当率	地方交付税措置率
緊急防災・減災事業	100%	70%
防災対策事業	75% (※1)	30% (※1)
公共施設等適正管理推進事業	90% (※2)	30%等
施設整備事業(一般財源化分)	1/3等(従前の補助金額の100%)	70%
過疎対策事業	100%	70%
辺地対策事業	100%	80%

※1 デジタル化関連事業等：充当率90%、地方交付税措置率50%  
 ※2 市町村役場機能緊急保全事業：地方交付税措置対象分75%

# 住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト概要

本プロジェクトでは、情報を発信する行政と情報を伝えるマスメディア、ネットメディアの関係者等が「水防災意識社会」を構成する一員として、それぞれが有する特性を活かした対応策、連携策を検討し、住民自らの行動に結びつく情報の提供・共有方法を充実させる6つの連携プロジェクトをとりまとめ実行する。

## ○プロジェクト参加団体

### <マスメディア>

日本放送協会(NHK)、一般社団法人日本民間放送連盟  
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟  
NPO法人気象キャスターネットワーク  
エフエム東京  
全国地方新聞社連合会  
一般財団法人道路交通情報通信システムセンター(VICS)

### <ネットメディア>

LINE株式会社、Twitter Japan株式会社  
グーグル合同会社、ヤフー株式会社  
NTTドコモ株式会社、KDDI株式会社  
ソフトバンク株式会社

### <行政関連団体>

一般財団法人マルチメディア振興センター(Lアラート)

### <市町村関係者>

新潟県見附市

### <地域の防災活動を支援する団体>

常総市防災士連絡協議会

### <行政>

国土交通省水管理・国土保全局、道路局  
気象庁

## ○会議の流れ

10月 4日 第1回全体会議  
10月11日 第1回WG  
10月24日 第2回WG  
11月 8日 第3回WG  
11月22日 第4回WG  
11月29日 第2回全体会議



第1回全体会議  
(平成30年10月4日)

## ○住民自らの行動に結びつける新たな6つの連携プロジェクト ～受け身の個人から行動する個人へ～

### 課題1 より分かりやすい情報提供のあり方は

#### A: 災害情報単純化プロジェクト ～災害情報の一元化・単純化による分かりやすさの追求～

水害・土砂災害情報統合ポータルサイトの作成、情報の「ワンフレーズマルチキャスト」の推進、  
気象キャスター等との連携による災害情報用語・表現改善点検

### 課題2 住民に切迫感を伝えるために何ができるか

#### B: 災害情報我がことプロジェクト～災害情報のローカライズの促進と個人カスタマイズ化の実現～

地域防災コラボチャンネル(CATV×ローカルFM)、新聞からのハザードマップへの誘導、  
マイ・ページ機能の導入、テレビ、ラジオ、ネットメディア等が連携した「マイ・タイムライン」普及

#### C: 災害リアリティー伝達プロジェクト

～画像情報の活用や専門家からの情報発信など切迫感とリアリティーの追求～  
河川監視カメラ画像の積極的な配信、専門家による災害情報の解説、  
ETC2.0やデジタルサイネージ等を活用した道路利用者への情報提供の強化

#### D: 災害時の意識転換プロジェクト

～災害モードへの個々の意識を切り替えさせるトリガー情報の発信～  
住民自らの避難行動のためのトリガー情報の明確化、緊急速報メールの配信文例の統一化

### 課題3 情報弱者に水害・土砂災害情報を伝える方法とは

#### F: 地域コミュニティ避難促進プロジェクト

～地域コミュニティの防災力の強化と情報弱者へのアプローチ～  
登録型のプッシュ型メールシステムによる高齢者避難支援「ふるさとプッシュ」の提供、  
「避難インフルエンサー(災害時避難行動リーダー)」への情報提供支援

### 上記課題を具体化させるために

#### E: 災害情報メディア連携プロジェクト

～災害情報の入手を容易にするためのメディア連携の促進～  
テレビ・ラジオ・新聞からのネットへの誘導(二次元コード等)、ハッシュタグの共通使用、  
公式アカウントのSNSを活用した情報拡散

## ③0 地方におけるメディア連携協議会の設置

本プロジェクトのような全国的な連携とは別に、地方におけるメディア連携協議会を、例えば、地域に既に設置されている大規模氾濫減災協議会の下部組織に設置し、地方毎のメディア関係者（地方紙、地域CATV、地域ラジオ、NHK地方局、地域民放等）の参加の下、関係者の連携策と情報共有方策の具体化を検討する。また、メディアも連携した防災訓練を実施し、地域の取組を強化する。



メディア分科会において連携策と情報共有方策を検討



メディア連携防災訓練を検討・実施

### 大規模氾濫減災協議会

#### メディア連携分科会

メンバー：

国、県、市町村、  
地方紙、地域CATV、地域  
ラジオ、NHK地方局、地域  
民放等

【大規模災害時の情報伝達のための】  
地域メディア連携協議会への参画のお願い（案）

趣旨

地域のリスク情報や水害・土砂災害情報等について、テレビやラジオ、新聞等のそれぞれのメディアが有する特性を活かし、住民の理解と行動につなげるための取組を関係者で連携して実施するため、各機関での取組内容の共有と、連携関係の構築を図る。

メンバー（調整中）

- ・行政：国土交通省東北地方整備局（仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、鳴子ダム管理所、釜房ダム管理所、七ヶ宿ダム管理所）  
宮城県土木部、仙台管区気象台
- ・メディア：河北新報社、NHK仙台放送局、東北放送、宮城テレビ、東日本放送、仙台放送、Date FM  
J：COM仙台キャベツ、仙台CAT・V  
気象キャスター各位

※情報提供・伝達事業の実務担当の方に参加いただくことを想定していません。また、参加者は毎回同じ方である必要はありません。

取組事項

- ・行政とメディアそれぞれの水害・土砂災害情報の提供・伝達に関する取組状況の共有
- ・災害時における住民への効果的な情報伝達のための情報共有、連携方策の調整
- ・平時からの住民等への周知・啓発・訓練等による防災力強化に関する連携方策の調整
- ・災害時における相互の連絡窓口、問い合わせ窓口の調整
- ・本省で開催する全体会議での「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」の実施状況等に関する情報共有（ネットメディア、通信会社と連携した全国的な取組）

開催スケジュール

- |      |     |            |
|------|-----|------------|
| 5月下旬 | 第一回 | スタートアップ    |
| 11月頃 | 第二回 | 今年の取組、振り返り |

※以降、年1～2回程度、定期的開催



「守ります 人と自然とこの地球」

## 気象台における地域防災支援の取組

(防災気象情報と警戒レベルの対応)

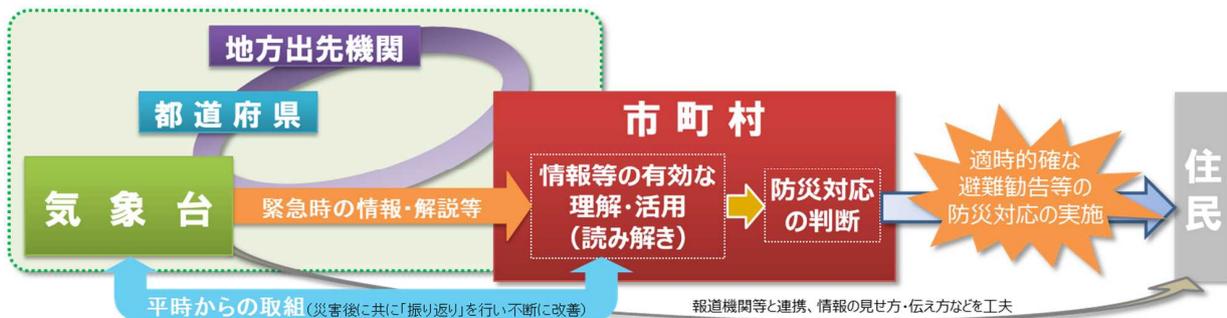
山形地方気象台

### 地域防災を支援する取組の強化

近年、平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震（9月）など、自然災害が相次いでいる。気象庁では、気象に関する予報・警報を適時発表しているが、こうした防災気象情報が災害対応の現場でより適切に活かされることが重要である。

このため、地方気象台においては、引き続き最新の科学技術による充実した予報・警報等を迅速に提供するとともに、こうした防災気象情報が市町村の防災活動に、より積極的に活かされるための地域防災支援の取組を強化する。

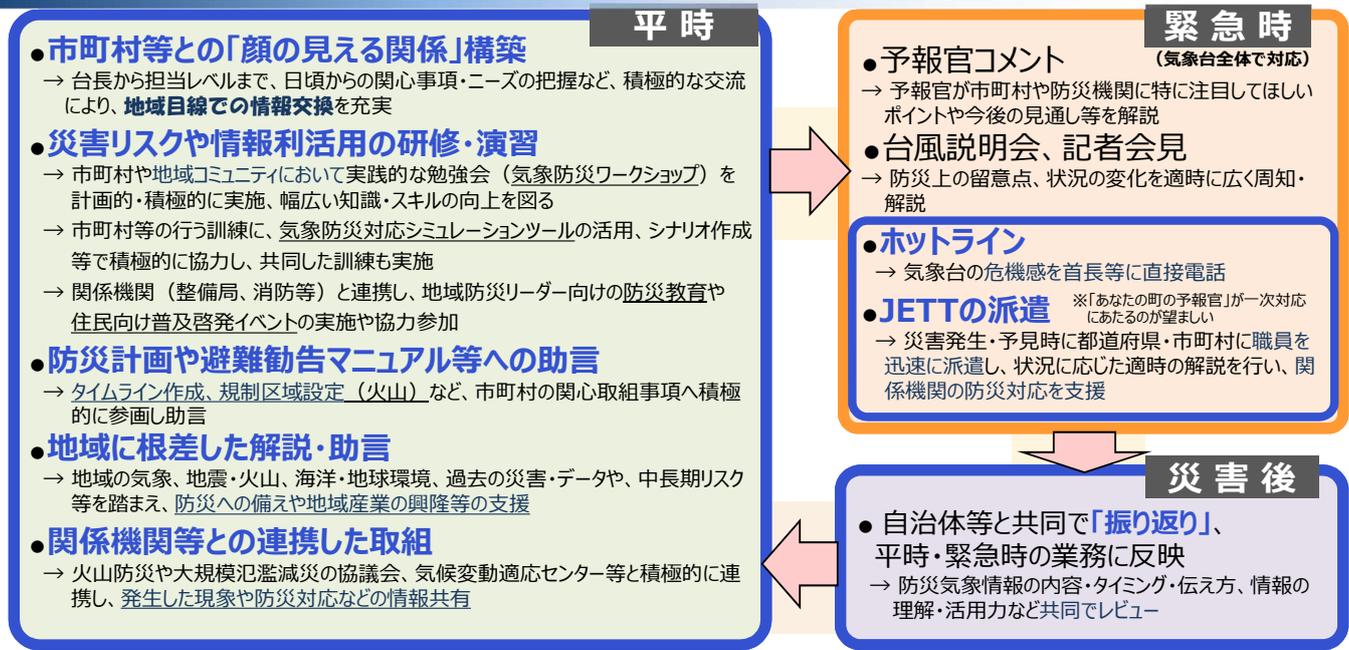
気象防災における気象台の役割と取組イメージ



気象台による地域防災支援の実施イメージ・・・「あなたの町の予報官」配置・・・



# 地域防災を支援する取組 ～あなたの町の予報官の業務～



## 「あなたの町の予報官」による対応

●地域防災支援の全てのステージ・あらゆる場面で **気象防災データベース** の活用

平時・緊急時・災害後の各ステージで、市町村などの情報を気象防災データベースとして有効活用（平成31年度～）。さらに、市町村担当者が気象台担当者と同じ資料を共有し状況を確認できるよう機能強化を進める。

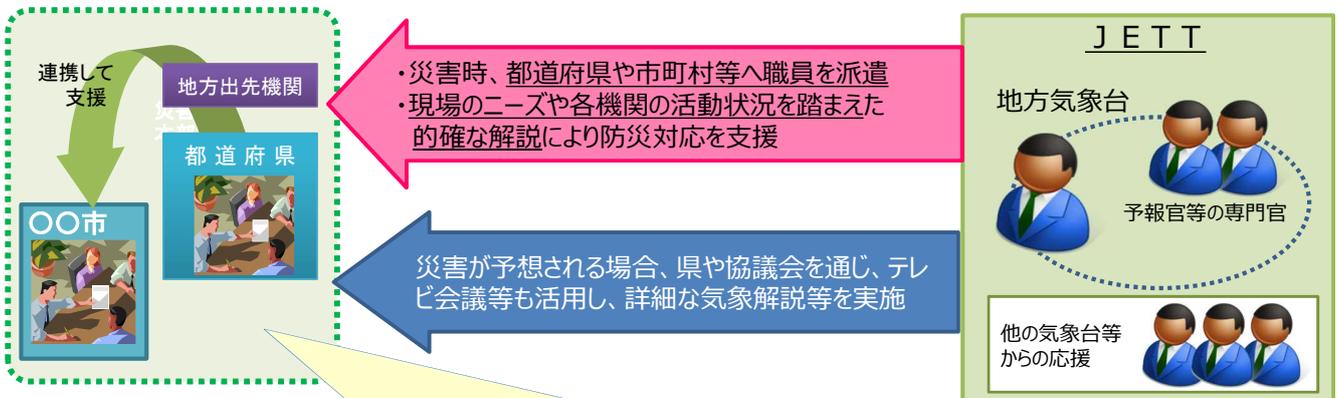
・気象、地形・地盤、災害、地震・火山活動・防災計画・計画、避難勧告マニュアル、ハザードマップ、タイムライン等・住民向け講演会や気象防災ワークショップ等の実戦的資料等

## 緊急時における対応



気象庁防災対応支援チーム

- 災害が発生した場合、または発生が予想される場合に、**J E T T（気象庁防災対応支援チーム）**を派遣して気象解説や助言を行い、県、市町村、各関係機関の防災対応を支援します。
- J E T Tは国土交通省のT E C - F O R C E（緊急災害対策派遣隊）の一人（気象・地象情報提供班）として活動します。



(1) 現在の気象状況や最新の気象情報等をリアルタイムに把握  
(2) 災対本部等で入手した災害発生状況等を気象台関係者で即時共有

数値予報結果

解析雨量

指数関係資料

火山解説資料

災対本部等で入手した災害発生状況等

# 警戒レベルの目的・概要

- ▶ 住民がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応を明確化。
  - **【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】全員避難**とし、避難のタイミングを明確化
  - 命を守る行動のために極めて有効な災害が実際に発生しているとの情報を、**【警戒レベル5】災害発生**として位置付ける。
- ▶ 様々な防災気象情報と警戒レベルとの関係を明確化し、住民の自発的な避難判断等を支援

## [避難のタイミングを明確化]

警戒レベル	住民がとるべき行動	行動を促す情報	防災気象情報
警戒 レベル1	心構えを高める	警報級の可能性 <small>※令和元年出水期から「早期注意情報」と名称変更</small>	山形県気象情報 「予報官コメント」
警戒 レベル2	避難行動の確認	注意報	
警戒 レベル3	<b>高齢者等は避難</b> 他の住民は準備	避難準備・高齢者等避難開始	気象警報 危険度分布（赤色）
警戒 レベル4	<b>避難</b>	・避難勧告 ・避難指示（緊急）	土砂災害警戒情報 危険度分布（薄紫・濃い紫）
警戒 レベル5	命を守る最善の行動	災害発生情報 (出来る範囲で発表)	気象特別警報

※警戒レベルは、洪水、土砂災害、高潮、内水氾濫に用いる（津波は対象外）。

## 警戒レベル相当情報 ～防災気象情報と警戒レベル～

- ✓ 様々な防災情報のうち、避難勧告等の発令基準に活用する情報について、警戒レベル相当情報として、警戒レベルとの関連を明確化して伝えることにより、住民の主体的な行動を促す。  
(例) 氾濫危険情報：警戒レベル4相当情報 [洪水]

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※1 ※1可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※3	(大雨特別警報(土砂災害))※3
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)※2 ※2緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※4
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性 ※平成31年出水期から「早期注意情報」という名称も用いる			

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注) 市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、市町村の避難勧告等の発令に資する情報が出されたとしても発令されないことがある。

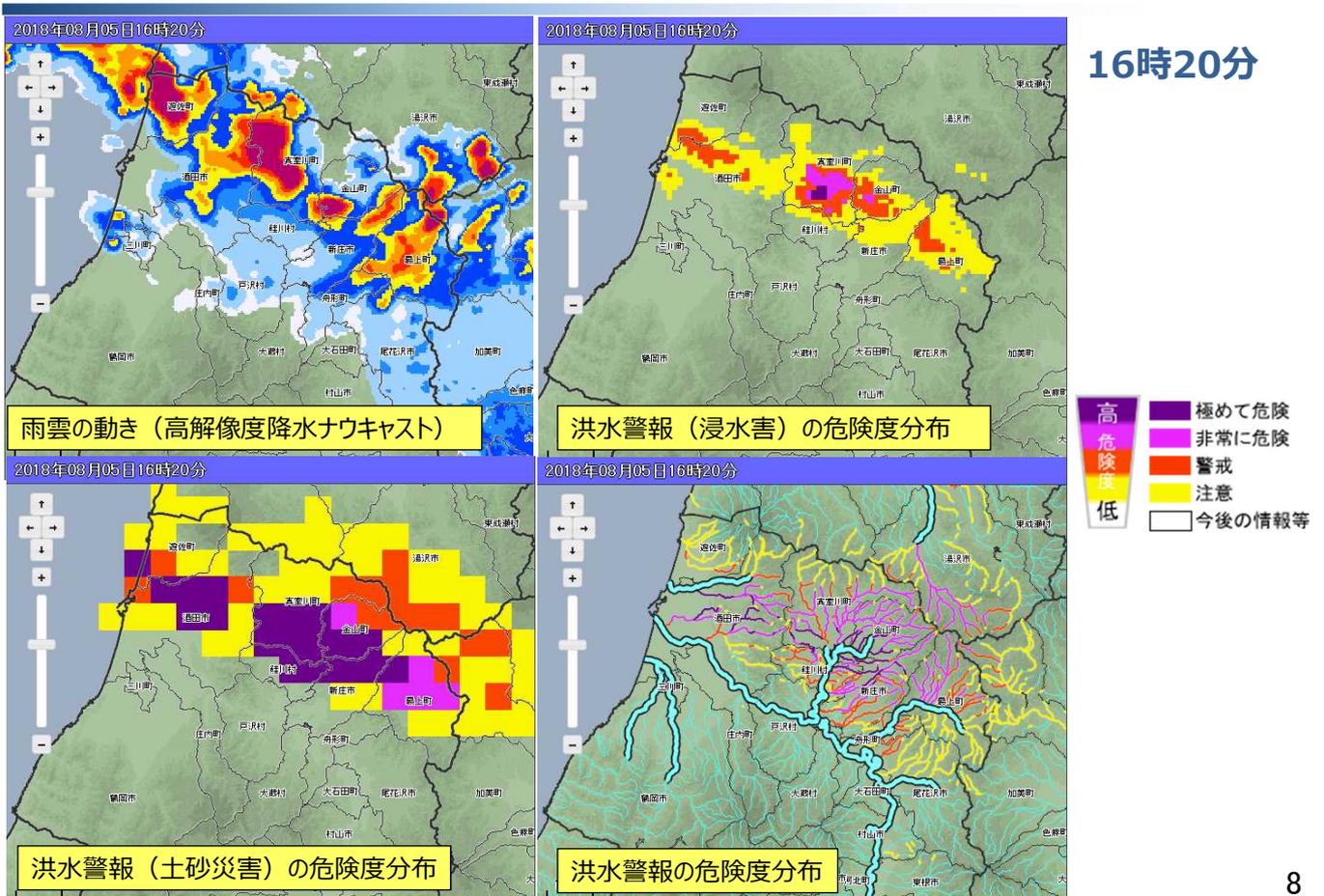
注) 土砂災害警戒判定メッシュ情報(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

# 5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル
5	災害がすでに発生しており、命を守るための最善の行動をとる	災害発生情報 ※可能な範囲で発令 ・大雨特別警報発表時は、避難勧告等の対象範囲を再度確認	大雨特別警報 氾濫発生情報	5相当
4	速やかに避難 ・危険な区域の外の少しでも安全な場所に速やかに避難	避難指示(緊急) ※緊急的又は重なる避難を促す場合等に発令  避難勧告 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	危険度分布 極めて危険 非常に危険 警戒(警報級) 注意(注意報級)	4相当
3	土砂災害警戒区域等や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方は、避難準備が整い次第、避難開始 高齢者等は速やかに避難	避難準備・高齢者等避難開始 第3次防災体制 (避難勧告の発令を判断できる体制)	大雨警報 洪水警報 高潮警報 高潮特別警報	3相当
2	ハザードマップ等で避難行動を確認	第2次防災体制 (避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断できる体制)  第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 高潮注意報 大雨注意報 洪水注意報	2相当
1	災害への心構えを高める	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	早期注意情報(警報級の可能性)	

「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

## 各危険度分布とレーダー画像 (2018.8.5大雨時の表示例)



# 「危険度分布」の希望者向け通知サービスの開始

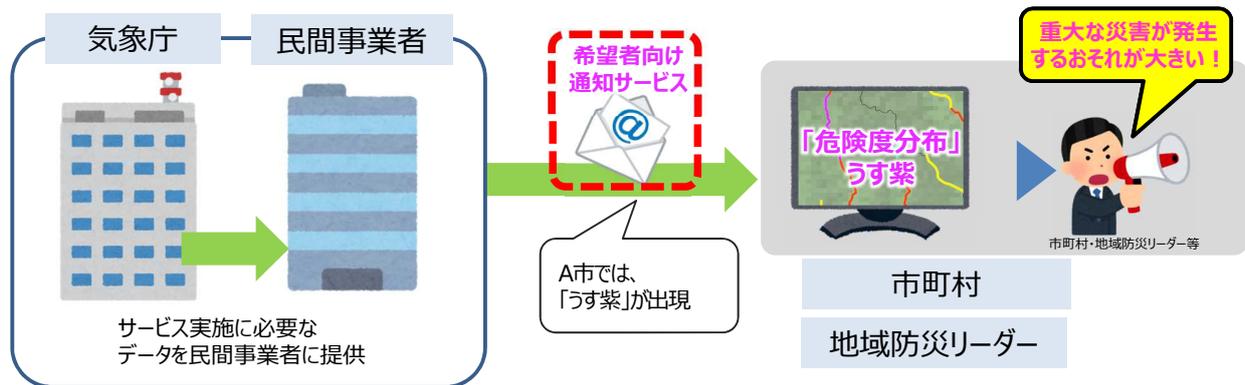
[2019年出水期を目途に実施]

- 自分のいる地域の危険度の高まりにすぐに気付くことができるよう、電子メールやアプリ等で市町村や地域防災リーダーなど希望者向けに危険度の変化を通知するサービスを展開。

## 提供サービスの概要（案）

- 自分の地域のことと認識できる市町村単位で10分毎に危険度の変化を判定。
- 危険度分布における危険度、警報等による危険度のうち、最大の危険度を通知。
- 土砂災害・浸水害・洪水の危険度、及びそれらの最大の危険度の4種類から、通知を希望するものを選択可。

### 民間事業者の協力を得て、電子メールやアプリ等で危険度の変化を通知

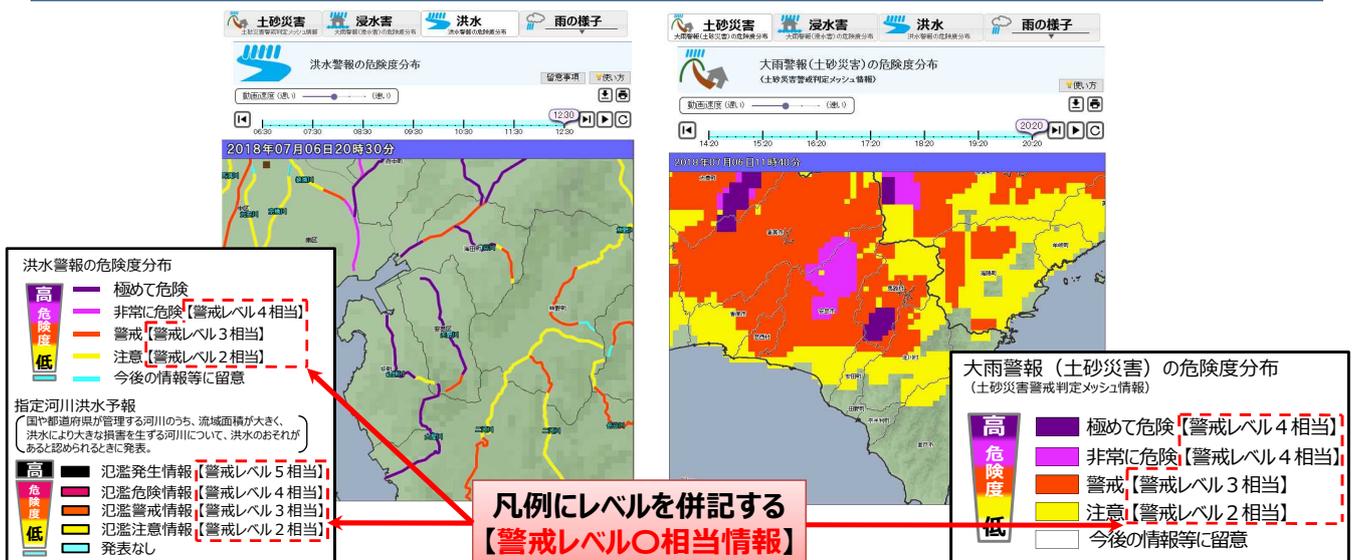


9

# 防災気象情報への警戒レベル追記

[2019年出水期から実施]

- 気象庁ホームページや防災情報提供システムにおける危険度分布の凡例に警戒レベルを追記。



危険度分布の「極めて危険」（濃い紫）が出現すると、災害がすでに発生していてもおかしくない状況となるため、それより前の段階で遅くとも「非常に危険」（うす紫）が出現した時点で避難を開始し、「極めて危険」（濃い紫）が出現するまでに避難を完了することが大変重要です。

- 気象庁ホームページや防災情報提供システムにおける注・警報等の凡例に警戒レベルを追記。

- 土砂災害警戒情報の警戒文・指定河川洪水予報の見出し等に警戒レベルを追記。

10

# 土砂災害からの避難が必要となるタイミングとエリア

内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」を基に気象庁作成

避難勧告等 (避難勧告等に関するガイドライン (発令基準・防災体制編))				気象警報等	
対象区域の考え方	警戒レベル	種類	判断基準の設定例	種類	
○避難勧告等の対象とする区域 (1)土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」 (2)土砂災害危険箇所 (3)その他の場所  ○具体的な区域設定の考え方 ・土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難勧告等発令の対象要素としてあらかじめ定めておき、土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする。	5	災害発生情報	・土砂災害が発生した場合 ※ 大雨特別警報(土砂災害)の発表時*には、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、避難勧告等の対象区域の範囲が十分であるかどうか、既に実施済みの措置の内容を再度確認する必要がある。	大雨特別警報(土砂災害)	-
		避難指示(緊急) ※ 緊急的に又は重なる避難を促す場合等に発令	・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「 <b>実況で土砂災害警戒情報の基準に到達</b> 」した場合 ・避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合	大雨警報(土砂災害)の危険度分布	大雨警報(土砂災害)の危険度分布
	4	避難勧告	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害に関するメッシュ情報で「 <b>予想で土砂災害警戒情報の基準に到達</b> 」する場合 ・土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合	大雨警報(土砂災害)の危険度分布	大雨警報(土砂災害)の危険度分布
・大雨注意報が発表された場合は、防災気象情報入手し、気象状況の進展を見守る。 ・連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。	3	避難準備・高齢者等避難開始	・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「 <b>実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達</b> 」する場合 ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	大雨警報(土砂災害) 大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報	大雨警報(土砂災害)の危険度分布
		大雨注意報	大雨警報(土砂災害)の危険度分布	大雨注意報	大雨警報(土砂災害)の危険度分布
(注1) 土砂災害に関するメッシュ情報とは「土砂災害警戒判定メッシュ情報(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)と都道府県が提供する「土砂災害危険度をより詳しく示した情報」をまとめた呼称である。 (注2) 避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合にはより早期の対応が必要となること等がガイドラインでは示されている。 * 大雨特別警報(土砂災害)については、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いないが、災害が既に発生している蓋然性が高い情報として、警戒レベル5相当情報(土砂災害)として運用する。				早期注意情報(警報級の可能性)	-

# 河川の洪水からの避難が必要となるタイミングとエリア

内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」を基に気象庁作成

避難勧告等 (避難勧告等に関するガイドライン (発令基準・防災体制編))				気象警報等	
対象区域の考え方	警戒レベル	種類	判断基準の設定例	種類	
○避難勧告等の対象とする区域 ・洪水ハザードマップやその基となる各河川の洪水浸水想定区域を基本として設定する。  ○立退き避難が必要な状況 ・河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合 ・山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合 ・氾濫した水の浸水の深さが深く、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合 ・人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合	5	災害発生情報	・決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合) ※ 大雨特別警報(浸水害)の発表時*には、洪水警報の危険度分布を参照し、避難勧告等の対象区域の範囲が十分であるかどうか、既に実施済みの措置の内容を再度確認する必要がある。	氾濫発生情報	大雨特別警報(浸水害)
		避難指示(緊急) ※ 緊急的に又は重なる避難を促す場合等に発令	・A川のB水位観測所の水位が堤防高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれがある場合) ・異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)	氾濫危険情報	洪水警報の危険度分布 流域雨量指数の予測値
	4	避難勧告	・A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)である〇〇mに到達した場合 ・A川のB水位観測所の水位が一定の水位(〇〇m)を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② A川の洪水警報の危険度分布で「 <b>非常危険(うす紫)</b> 」が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合) ③ B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合) ・異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	氾濫警戒情報	洪水警報の危険度分布 流域雨量指数の予測値
・洪水注意報が発表された場合は、防災気象情報入手し、気象状況の進展を見守る。 ・連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。	3	避難準備・高齢者等避難開始	・A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達した場合 ・A川のB水位観測所の水位が一定の水位(〇〇m)を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② A川の洪水警報の危険度分布で「 <b>警戒(赤)</b> 」が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合) ③ B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合) ・軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	氾濫注意情報	洪水注意報
		早期注意情報(警報級の可能性)	-		

(注1) 洪水警報の危険度分布(流域雨量指数の予測値)は、水位上昇の見込みを判断するための情報である。  
 (注2) 避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合にはより早期の対応が必要となること等がガイドラインでは示されている。  
 \* 大雨特別警報(浸水害)については、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いないが、災害が既に発生している蓋然性が高い情報として、警戒レベル5相当情報(洪水)として運用する。